

宮古広域公園整備事業に係る計画段階環境配慮書

都市計画配慮書対象事業の配置の選定経緯等

事業実施想定区域である前浜地区は宮古島の南西海岸に面し、日本一とも称される青い海と白い砂浜のビーチが約7キロメートルに渡って続くところです。宮古島市を代表する観光スポットでもあり、現在でも多くの観光客が訪れています。区域内は、ビーチの背後に保安林指定のある樹林地が連続し、それ以外はサトウキビ畑などの農地が広がる、概ね平坦な場所で、面積は約55haあります。

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月）」や「沖縄県広域緑地計画（平成12年）」において、宮古圏域における新たな県営公園の整備がうたわれています。こうした状況も踏まえ、「(仮称)宮古広域公園基本構想（平成26年12月）」では、公園のテーマとして(仮称)「ミヤークヌ・オー・イム・パーク（宮古の青い海公園）」を掲げ、宮古の青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした公園の実現を目指すこととしました。

これらに基づいて、現在検討中の「(仮称)宮古広域公園基本計画」では、計画段階環境配慮書（以下、都市計画配慮書という。）対象事業に係る計画立案の段階における公園ゾーニング案（以下、配置案という。）として、A案及びB案の2案を検討しました。

両案に共通する事項として、海浜部及びその背後の樹林地は、保全系エリアとして貴重な自然地を保全すべき空間と考えました。また、農地を中心にした空間は活用系エリアとしました。ここは、既に開発された土地であり、保全系エリアのポテンシャルを高めるとともに、新たに魅力ある施設を創出するエリアと考え、A案では健康・スポーツゾーンを東側に配置し、B案ではこれを西側に配置する計画としました。

都市計画配慮書では、陸域植物や生態系への影響の面で、A案のほうがわずかに優れているものの、今後の公園計画の詳細検討の段階で対応できる事項と考え、総合評価としては、A案とB案は優劣が付けがたいと評価しました。

この都市計画配慮書を公表して住民説明会を開催し、知事、宮古島市長及び一般の意見を求めたところ、別途資料のような意見がありました。この中では、隣接集落に対する騒音等の影響への考慮や、自然植生の改変の回避が求められており、当該意見に対応できるA案が優位と考えました。

また、公園計画の観点からは、周辺施設との連携やイベント対応等を考慮し、A案が優位と考えました。

こうした知事意見等を踏まえ、公園基本計画等に関して指導・助言を行う「宮古広域公園（仮称）計画検討委員会（第6回：平成28年6月29日）」に諮り、配置案はA案を選定しました。

A案 ——スポーツゾーン東配置案

